広報用映画「裁判員」特別上映会 in盛岡

平成１９年１１月８日，盛岡市内で，広報用映画「裁判員」の上映会が行われました。上映会には，主演の村上弘明さんにも参加していただきました。

村上さんは，岩手県の出身であり，県民の皆さんに映画「裁判員」についてお話いただけないかとお願いしたところ，快くお引き受けいただいたのです。

おかげさまで，今回の上映会には，事前の申し込みが殺到し，定員１７０名の会場は超満員となりました。

【村上弘明さん舞台挨拶】

上映会に先立って行われた村上さんと金谷盛岡地裁所長（当時）との対談で，村上さんは，「裁判員となることに消極的だった主人公が，会社と家族の協力を得て，次第に積極的になっていく過程を見てほしい。」と映画の見所を語りました。また，「職種の違う人たちが，違った尺度，違った価値観で物事を討論することにより，お互いが触発し合う有益な制度だと感じました。裁判に市民の意見を反映させるという意味でも，大事な制度だと思います。ぜひ皆さんも参加していただきたい。僕も選ばれたら参加したいと思います。」と力強いエールをいただきました。

上映会後に行われた裁判官との質問コーナーでも，大変活発な質疑応答が行われました。また，上映会終了後のアンケートでは，「裁判員制度に興味はなかったが，村上さんの言葉を聞いて前向きに考える気になった。」，「裁判所が身近に感じられる大変良い企画だった。」といったうれしいお言葉を多数いただきました。

裁判員選任手続を適切なものにするための取組

裁判員制度は，国民の中から無作為で選ばれた裁判員に刑事裁判に参加してもらうことによって，国民により身近で信頼される刑事裁判を実現することを目的としています。その意味で，この制度は，希望者あるいは特定の職業・立場の人に偏ることなく，広く国民の皆さんに参加していただいてはじめて意味のある制度といえます。裁判員候補者がくじ引きで選ばれ，法律などで定める事由がない限り辞退することができないのはこのためです。国民の多くが仕事を持ち，あるいは様々な社会活動に関わっておられることは承知していますが，他に用事があるというだけで辞退を認めていたのでは，この制度は成り立ちません。裁判員候補者に選ばれた皆さんには，仕事や用事をやりくりしていただいて，事情が許す限り積極的にご協力いただきたいと思います。

もちろん，そうはいっても，選ばれた人にあまりに加重な負担をおかけするわけにはいきません。例えば，裁判員に選ばれたために会社が倒産したなどという事態を招いては元も子もありません。法律も，一定のやむを得ない事由があって，裁判員の職務を行うことや裁判所に来ることが困難な人については，辞退を認めています。広く国民の参加を得るという制度本来の趣旨を損なうことなく，一方で，選ばれた人にあまりに加重な負担を与えることのないようにするためには，裁判員選任手続の中で辞退事由の判断を適切に運用していく必要があります。

このような観点から，現在，裁判所では，全国各地で，裁判所職員が様々な企業や団体を訪問し，裁判員制度の意義や内容を説明させていただくとともに，国民の皆さんが裁判に参加していただくに当たってどのような障害があるか，その実情をお聞きして，辞退判断の適切な運用に役立てるための取組を行っています。訪問させていただいた企業や団体の人事担当の方からも，「忙しい時期に貴重な戦力をかり出されたのではかなわんと思ってましたが，裁判所が，社会の実情を見聞した上で柔軟に対応しようとしていることを知って安心しました。特に忙しい時期でなければ喜んで社員を送り出すつもりです。」といった心強いお言葉を頂いています。

【企業等訪問の様子】

裁判所では，今後もこのような取組を進め，裁判員選任手続の適切な運用に努めてまいります。企業や団体の人事担当の方等で，裁判員制度について詳しい説明をご希望の方がいらっしゃいましたら，お近くの地方裁判所総務課までお問い合わせください。